

自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額（ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、8割の限度）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
営業損害（杏の風評被害による逸失利益）	96,114円	自平成30年1月1日 至平成30年12月31日
営業損害（桃の風評被害による逸失利益）	34,197円	自平成30年1月1日 至平成30年12月31日
営業損害（ぶどうの風評被害による逸失利益）	3,997,407円	自平成30年1月1日 至平成30年12月31日
営業損害（柿の風評被害による逸失利益）	422,505円	自平成30年1月1日 至平成30年12月31日
合計	4,550,223円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金4,550,223円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年5月28日